

## 平成30年 第2回別府市農業委員会総会議事録

日 時	平成30年2月2日（金）午後1時45分		
場 所	別府市役所農業委員会室		
招集者	別府市農業委員会 会長 恒松 直之		
議 事			
	日程第1	議事録署名委員の指名	
	日程第2	議案事項	
		<p>議案第1号 非農地通知について</p> <p>議案第2号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について</p> <p>1 農地法第3条の3の規定による届</p> <p>2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届</p> <p>報告第1号 開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について</p>	
	日程第3	その他	
出席委員	7名	※ 番号は議席番号	
	1番	齊藤 孝一	2番 佐藤 進蔵
	3番	園田 喜久男	4番 恒松 直之
	5番	星野 賢一	6番 久保 賢一
	7番	浜川 和久	
出席職員	事務局長	宮森 久住	補佐 吉田 悠子 主任 吉岡 千紘
	午後1時45分 開会		

<p>局 長</p>	<p>それでは、只今より平成 30 年第 2 回別府市農業委員会総会を開会いたします</p> <p>本日の総会の出席委員数は 7 名で、委員定数 7 名に対し過半数を超えていますので、総会会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>ここで、お願いがございます。</p> <p>議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思います。</p> <p>それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。</p> <p>また、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。</p> <p>それでは、会長、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより会議を開きます。</p> <p>本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議がないようでありますので、1 番 齊藤委員、3 番 園田委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>座って進行致します。</p> <p>本日の総会議案は、お手元に配布いたしております議案第 1 号は「非農地通知について」が 14 名・23 筆、議案第 2 号は、農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告についてで、「農地法第 3 条の 3 の規定による届」が 1 件、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届」が 1 件、最後に、報告第 1 号「開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について」が 2 件、それから、その他となっております。</p> <p>それでは、議案第 1 号「非農地通知について」事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局

座って説明させていただきます。

この議案は委員の皆様が平成 28 年度と 29 年度に赤地で荒廃農地と判断した農地、81,042 m<sup>2</sup> 54 世帯に対して意向調査をした結果、今後農地として維持できないとの回答が 19,959 m<sup>2</sup> 16 世帯からございました。今回非農地通知の承諾、承認の決定を受けるものです。

読んで説明させていただきます。

議案第 1 号 非農地通知について

番号 1 番 東京都八王子市狭間町△番地 ○○○○ 外 1 名、大字浜脇字亀ノ甲△番 地目(畑) 地籍△m<sup>2</sup>、都市計画区域は調整区域です。

番号 2 番 福岡県福岡市東区菅松△丁目△番 ○○○○、大字別府字小平△番 地目(畑) 地積△m<sup>2</sup>、調整区域 農振区域内農用地です。

番号 3 番 別府市東山一区△組 ○○○○、大字東山字片山△番 1 地目(田) 地積△m<sup>2</sup>、調整区域 農振区域です。

番号 4 番 別府市東山一区△組 ○○○○、大字東山字片山△番 地目(畑) 地積△m<sup>2</sup>調整区域 農振区域です。

番号 5 番 別府市東山一区△組 ○○○○、大字東山字中居△番 地目(田) 地積△m<sup>2</sup>、調整区域農振区域内農用地です。

番号 6 番 別府市東山二区△組 ○○○○、大字東山字ミヨケ△番 地目(田)△m<sup>2</sup>、大字東山字ミヨケ△番 地目(田) 地積△m<sup>2</sup>、合計△m<sup>2</sup>、2 筆とも調整区域 農振区域内農用地です。

番号 7 番 別府市東山二区△組 ○○○○、大字東山字石舟△番 1 地目(田) △m<sup>2</sup>調整区域、農振区域内農用地です。

番号 8 番 別府市東山二区△組 ○○○○、大字東山字石舟△番 地目(畑) △m<sup>2</sup>、農振区域です。

番号 9 番 福岡県糸島市二丈吉井△番地 ○○○○ 外 1 名、大字東山字林△番 地目(田) △m<sup>2</sup>、調整区域農振区域内農用地です。

番号 10 番 別府市関の江新町△組 ○○○○、大字東山字神田平△番 地目(田) △m<sup>2</sup>、農振区域内農用地です。

番号 11 番 大分県大分市雄城台住宅地△番△号 ○○○○、大字東山字神

田平△番 地目(田) △㎡、農振区域内農用地です。

番号 12 番 別府市内成太郎丸 ○○○○、大字内成字セイハ△番 地目(畑) △㎡、外 1 筆 合計△㎡、2 筆とも農振区域ですが、△番のみ農振区域内農用地です。

番号 13 番 別府市内成太郎丸 ○○○○、大字内成字タロヲマル△番 地目(畑) △㎡、農振区域内農用地です。

番号 14 番 別府市大字内竈△番地 ○○○○、大字内竈字岡△番 地目(田) △㎡、調整区域です。

番号 15 番 別府市内竈△組 ○○○○、大字内竈字岡△番 地目(田) △㎡、外 1 筆 合計△㎡、2 筆とも調整区域です。

番号△番 大分県速見郡日出町川崎△ ○○○○、大字南畑字石ヶ迫△番 地目(畑) 地積△㎡、外 6 筆 合計△㎡、すべて調整区域です。

以上です。

非農地通知について、ご説明いたします。

皆様が、赤地で荒廃農地として、農地パトロールした所に対して、後本人の所有の農地で、もう今から先農地として維持しないという意向があった所にのみ、非農地通知を出すものです。

非農地通知を出したら、それを法務局に提出した時点で、私どもが出した時点で農地扱いではなくなりますので、農家台帳からも落とします。

もう農地ではないということで、今後、山林にするなり、雑種地にするなり、好きにしてくださいという農地になります。

議 長

今事務局の補足説明がありました。この件につきましてご意見のある方はお願いします。

委 員

意見なし。

議 長

もうこれは、本人の申し出ですので、あんまり他人が言うような内容ではないと思いますので、まあとにかくこれが出たことに対して農地面積が少な

くなるというのが欠点でございますので、出来る限りこれをパトロールの時でも黄色の所が赤になりかけてもどうかしてもらえないかというお願いをするのが、我々の使命ですので、今後、この点は注意をして考えたいと思います。

じやあ異議もないようですので、議案第1号「非農地通知について」は、全て承認することと決定をいたします。

次に、議案第2号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告についてのうち、「農地法第3条の3の規定による届」、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

ご説明させていただきます。

議案第2号は、農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告でございます。

1 農地法第3条の3の規定による届です。

番号1番 申請人 別府市大字内竈△番地 ○○○○、区分は、市街化区域、申請の土地、大字内竈字上別府△番 地目田、現状畑 地積△㎡ 外23筆、合計△㎡です。

権利の取得日は平成29年12月12日、相続により所有権を取得しました。

あっせん希望はございません。

届出年月日は、平成30年1月11日です。

2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届、番号1番、申請人の住所、氏名、譲渡人 別府市野口元町△番△号 持分3分の2 ○○○○ 外1名、職業○○

譲受人 大分市大字一の洲△番地 ○○○○、職業○○、区分は、市街化区域、申請の土地は、石垣西△丁目△番△ 地目畑、現状雑種地 △㎡、施設の概要は、宅地用地として木造一戸建120㎡、転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成30年1月5日です。

以上です。

<p>議 長</p>	<p>ただ今、事務局の説明が終わりましたが、再度この3条の3というのをちょっと補足説明しておきますが、この3条の3につきましては、世帯主が亡くなって相続をするといった時に法務局と同時に3条の3と言う届を農業委員会に、前持っていた人は誰で、新しく誰に相続をした届が必要ですので、今後、それぞれの地区でこういう事があった時は、その家庭にアドバイスをしていただければと思います。</p> <p>以上の3条の3と5条につきましては、専決事項でございますので、了承していただきたいと思います。</p> <p>次に、報告第1号「開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について」事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご説明させていただきます。</p> <p>報告第1号 開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について、 番号1番、申請者の住所 山梨県北杜市大泉町西井出△番地 〇〇〇〇、 開発区域の位置及び面積、別府市大字南立石字鳥ノ湯△番 外3筆 合計△ ㎡、都市計画区域及び用途地域は市街化区域 第一種住居地域です。</p> <p>開発目的は、温泉熱バイナリー発電として。</p> <p>事務局の所見、農地でないため意見なし。周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。また、排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。</p> <p>番号2番 別府市大字鶴見△番地 〇〇〇〇 別府市大字鶴見字前畑△番 外2筆 合計△㎡です。都市計画区域は市街化区域第一種住居地域です。</p> <p>開発目的は社員寮2棟、事務局の所見は、申請地は農地のため、開発許可書の写しを添付のうえ、農地法所定の届出をすること。また、周辺に農地がある場合、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。</p> <p>以上です。</p>

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、これも、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

付け加えますが、1 番の〇〇がバイナリー発電をするという色んな〇〇法人もこういうことを手掛けるんだなあという思いがいたします。

ここは、農地でないため農業委員会の所見はありませんが、2 番目は開発許可でも農地があるために正式な届を出してくださいというような意味合いの申請でございます。

一応これは、事前協議ですので、皆さんには報告事項でございます。

ご了承いただきたいと思います。

次に、その他ですが、まず、先月の総会の際に「農地利用の最適化の推進に関する指針」(案)について、協議願いましたが、この件につきまして、ちょっと先月からの流れを私なりに纏めましたので、皆さんに報告をしておきたいと思います。その上でまた、次の協議に入っていただければと思います。

12 月と 1 月の総会におきまして、農地利用の最適化の推進に関する指針について検討いたしました。纏まらず 2 月総会へ、まあ今日へ持込みになりました。昨年の新制度により、農地利用の最適化が一体的に進んでいくように、各農業委員会の指針として定めなければならないという訳でございます。

活動内容の目標を提示し、その中で目標値を達成のために各市町村が取り組もうとするものでございます。事務局が現在の農地面積、農家戸数、その他を基本ベースに数字等を設定し、提示をしております。例えば、米栽培で昨年は 20 俵だったが、今年は 22 俵の目安にしようと思うはずでございます。もうきつから適当でいいやという高齢者もおるかと思いますが、多くの収穫を見込むには、土作りや肥料の配分や収穫期をどうしたら高収益を確保と考えると皆さん思います。必ず目標を立てると思います。このような事が今回の目標設定になっていくものと思います。企業、市、県、国からは単年度の目標設定、5 年や 10 年の年次計画、長期計画の目標を立てる事は、言うまでもないと思います。長野市長も常々言っているように初めから出来ないと言うのではなく、出来ないならどうしたら出来るのか、解決するのは、皆で



協議をしてくださいということを職員に、また市民の方にも言っております。その中で、数名の委員から出来ないという発言がありましたが、他の委員は殆ど理解していたものと思います。1名の委員からは別府市のホームページで掲示したらどうか。これが別府を何とかしようとする第1歩ではないかと私は考えております。事務局と私のすり合わせが、前回の説明が不十分だったかと少し反省をしておりますが、別府だけがゼロの報告、出来ませの報告はできません。1月18日の県の農業委員会研修大会で、私が3号議案で提案した事を改めて認識をしていただきたいと思います。当市の農業委員会も新体制になり半年が過ぎました。国、県から新たな方針が次々に提案され、他の市町村も大変苦慮しております。取り残されないように農業者と連携してプラス思考で進めなければならないと考えます。推進委員と農業委員が一致団結し、我々の使命を怠ることなく、地域活性に向けて努力しなければなりません。殆どの地区が前委員と新人とペアを組んでおりますが、そうでない地区は近隣の地区の委員と連携をしてください。それぞれの業務遂行、理解を深めるには、再度、研修会を実施する必要があると考えております。旧体制の農業委員では農地を守り、農業者の番人と言われて、申請に対して、良いか悪いかの審議だけでありましたが、今回の制度は推進委員と委員が地域の現状や別府市の農業の発展と農地保全に貢献してくださいということでしょう。皆さんに大変苦勞をかけますが、任期中に一定の軌道に乗せるため厳しいこともありますが、是非、努力をしていただきたいと思います。これは前回の分で私なりに纏めた分を紹介したのですが、国、県が言っておりますので、別府は出来ませんということは、これはもう通りません。ある程度のその年に出来なくても、出来なかった時は、どうして出来なかったということを皆さんで協議をしていけば次の年にまた新たな展開が生まれてくるんじゃないかと思っております。そういうことで、皆さんのお手元に配布しております農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）を開いてください。指摘のありました1ページの「第1の基本的な考え方」の文中、上から13行目の地域の強みを地域の特性に訂正いたしました。

次に、2ページの「第2の具体的な目標と推進方法の1で遊休農地の発生



防止・解消について」の（１）遊休農地の解消目標の３年後・６年後の目標値及び３ページの「２ 担い手への農地利用の集積・集約化について」の（１）担い手への農地利用集積目標と担い手の育成・確保の目標値並びに４ページの「３ 新規参入の促進について」の（１）新規参入の促進についての目標値について、訂正等があれば、発言をしていただきたいと思います。

今一応、私が言った分を皆さん見ていただいて、訂正する分がありましたらお願いをいたします。また、その他意見がありましたらお願いをいたします。

大野秀雄委員

さっき非農地通知で非農地になった土地はこの現状の面積に入っているのですか。

事務局

今のところは入っております。今から年度末までに非農地通知を出した後、来年度、また減るような形になります。

局長

皆さん、見られていると思うんですが、現状ですね。29年7月現在なんで、今言ったように、この中には非農地の分は、まだ入っております。面積が。以上です。

議長

これに対して意見がありましたら。前回は出来ないという意見もありましたけど、この目標は、私もさっきも言ったように、どうしても達成できなければ数字の見直し、出来なかったということを皆さんで協議をして、どうしてもできんのかなということを知れば、改善策、また、その達成に向けてのことが地域の皆さんに通じていくんじゃないかという思いがいたします。

平口で言えば、別府だけしないという県から、国から何をしてるかということをおっしゃるので。あくまでも目標設定だけは決めさせていただきたいと思います。

伊藤委員

私どもの棚田ですが、来年でやめようかと言っている。今期で。人がいな

いということ。また、集まって話すのですが、市民農園として市が借りるということは出来ませんか。城島にあるじゃないですか。市民農園。あそこより市内に近いじゃないですか。駐車場も出来たし。見晴台も出来るという話なので。市民農園にして貸し出しという形ですれば農地が残るんじゃないかと思うんですが。今年いっぱいでもどうにもならい。もう半分がそうなんですよ。やってくれというが、若者がいない。今、実際に若者がやろうというのが2人。1人は機械を持っているが、もう1人は機械を持っていない。自分が機械を買って出来るような土地でもないし。広さはあってもまず不可能じゃないかと思う。1人でやること事態が。耕作放棄地をなくすように思えば、市が借り上げて市民農園にして貸し出せば少しは、耕作放棄地の解消になるのではないかなという思いがある。

議長

今の発言は、1つは市民農園でもということで、農地が荒廃地にならないというのが、一つのやっぱり改善策の一つじゃないかなという思いもします。今、上の城島かな。担当はだれかな。城島方面は誰かな。

事務局

浜川職務代理者と大野委員です。

議長

予断になるが、ちょっと荒廃になってるが。何人かは作っているが。

大野泰徳委員

ちゃんと管理は出来るのは出来ています。借り手が、どうなっているか分からないが。管理自体はできているから今のところは問題ないのではないかなと思う。

議長

今、竈が改善策として、そういうことの提案ですが。私が思うのに城島の方はパトロールに行った時に荒れよるなという気持ちもするし、農園をやるのは農林課に強い要望をすれば、何とか聞き入れてくれるんじゃないかなという思いがしますが、おこしたりするのを耕運機か何かで手助けして、1平米を安い単価でするとか、そういうことをしてあげたら、ある程度借り手

がいると思う。ただ、あなた達がやりよ。石が多いから鍬を持つのも大変じゃないかと思う。いい場所を耕運機でおこしてあげるという協力隊がいれば借りる人が出来るんじゃないかなという思いがします。これはそういう意向ということで、どうやったらできるかということで、地元の委員として農林課と掛け合いをしてみてください。そしてその中で農業委員会も一緒にやるということで。遊休地が減らないということで私としては良いのではないかと思う。止めたということになると皆さんもご存知のように堂面棚田が荒地になっていって農地がまた減ることになりますので、やるという意志が有るので、大いに良いんじゃないかなという思いがします。

齊藤委員

城島のふれあい農園なんですが、城島自治会が年4回、草刈をやっている。

議 長

それはお金を取っているのか。

齊藤委員

農林課から補助金をいただいて、貸し賃を一区画当たり5千円位ですかね。頂いて、それで管理していると思っている。草を刈るのにも借りての方が、物やスコップや鎌を草の中においている。棒などを置いていて非常に危ない。草を刈る時に飛んできて怪我をする可能性もあるから、貸すにしてもそういうことをちゃんとしておかないと。規約とかで決めてやるべきじゃないかと思っております。

議 長

その点は、城島やっているのだから、その内容も聞いて、どうしたら出来るのかということで、出来たらそういう方法でお願いをしたいと思います。

そういう意見を今後、どうしたら荒地にならないという意見を是非出していただいて、遊休地の減少に繋げていけばとおもいます。

その他、意見はないでしょうか。

彌田委員

新規参入に関してですが、今、現状は4反ですね。結構、4反というのがハードルが高かったり、また近代農業でですね1反でもある程度採算が取れ

るような状況の農業というのものもあるわけですよ。その辺で1反、2反、そういうハードルを下げて、新規参入者が入りやすい状況にして、その方がまた意欲を持って、もうちょっと増やしたいという状況になった時には、いい方向に進むのではないかな。その辺の新規参入に関しての4反というのを農業委員の方々にちょっと話し合っていたきたいなというのも一つあります。見直しが何年かに1回という感じであると思うんですが、今回丁度、農業委員会の方も改正で色々変わっているので見直しをしたらどうかなという考えを持っております。お願いします。

議 長

今の件ですが、別府市は40アールないと農業者にはなれないという縛りを作っております。これは前回ちょっと何年の何月に協議をしたのか定かではないのですが、前回やった時に、やっぱり今言うような話が出て、20アール、30アールに減らしたらいいんじゃないかということだったのですが、他の市町村に比べて都市型農業ということで、この面積を減らすということになると業者が入ってきて、農地を買って、最初は普通3年、耕作をなさいよという申し合わせをするのですが、局単にいうと1年でもう転用してしまっただった農地でないものにしてしまうというようなことがあって、前回も40アールは減らさないという、これは農業委員会の全員の相違で、この下限面積というのは決めていきます。別府市の前回の話し合いでは40アールを減らさないという方針でいくということにしております。大分市は逆に10アールです。10アールでも条件がものすごく厳しいんです。40アールに等しいくらいの条件があって、農地の乱立といいますか乱用は進展しないんです。大分市の条件と言うのは一つ一つの把握はしておりませんが、今度、減らすとなると、その条件を作っていかなければならいんじゃないかな。本当に農業をしてくれる人、10年、20年という確約の基で、確約書を取ってやれば、下限面積を下げて、一般の人は下げないよというようなことにしてもいいのかなという思いもしますが、どうしてもやっぱり業者は足もとを見て1年もしたら家が建っていたということになりかねないので、その点は今後、見直し改正時になった時に皆さんと協議をしたいと思います。40アールを下げる。

上げるといふことにはならないと思うが。他の市町村も殆ど下限面積といふのはあたっておりません。それぞれの地域で条件を作つて下げて降りません。近年、他の市長村で下げたといふ話は聴いておりません。そういうことで、別府については特に業者が入つてきてやるといふことで、特に今、別府市では古賀原方面に業者が目をつけて、色んな事を模索しているようにあります。そういうことで、それも業者です。農家じゃないんです。業者の方がそういうことを目論んでいるような情報も入つております。そういうこと阻止するためには40アールを守つていかなければいかんのではないかという思いがいたします。見直しは何年かに1回やりますので、その時にまた、ちょうど皆さんのときになれば、その時に協議をして面積の変更がどうしても必要になればしたらいいかないう思いがいたしますので、今回につきましては40アールといふのはあたることは出来ませんので、今後の検討課題といふことで、話しを聞いておきたいと思ひます。

彌田委員

私、言葉が足りませんでしたけれども、今までの農業をするのであれば40アールでいいです。但しといふか条件付でこういう野菜を作る場合は1反でもいいよといふ、そういう但し書きみたいなものを作る訳にはいかないのだろうかといふ話しです。

議長

それは一応、下限面積が40アールといふのが決まっているので、さっき言つたように本当に農業をしてくれる人なら1反でも条件を付けてしてもいいけど、3年三作、しなさいよと言つても2年、1年で止めたといふ人が、家を建てて、ビルを建てて温泉を掘つたりといふ人がいるから、そういう縛りを作つたんじゃないかなといふ思いがしますので、それも1つの検討課題、今からの農業にはそれも必要かなといふ思いがしますが、局長に耳打ちをしておりますので、他の市町村の例もとつて、少ないところについては、どういふ条件があるのかといふことだけ確認をして、来月と言ふ訳にはいきませんが、近いうちに皆さんに他の地区はこれくらいの下限面積で、どういふ条件があるといふことだけ、どういふことでその面積が決まつたのかなといふ

経緯を皆さんに報告したいと思います。

そういうことで、この指針について、ほかに意見はないでしょうか。

委員

意見なし。

議長

ないようですので、お手元に配布いたしております状況で進んでいきたいと思ひます。

できなければ、どうしたら出来るのかという中で話し合いをする中で、見直しも、絶対これでもう、決まるという事はありませんので、見直しも出来る内容ですので、できることを考えて見直しも含めて検討を今後していきたいと思ひます。

そういうことで指針についてはこれでまとめさせていただきたいと思ひます。

次に、農業委員会が収集した農地に関する情報を関係機関と共有し、農地利用集積・集約化に向けた協議を行い、マッチングにつなげていくことを目的に定期検討会を開催し、その内容につきましては、地区ごとの農地集積進捗状況を確認、「戸別訪問聞き取り用紙」「農地の出し手・受け手に関する状況報告書」の内容報告・今後の対応協議、次回検討会の協議事項の確認を定期的に実施してほしいということを前回、事務局よりご説明いたしました。

そこで、検討会を定期的に、または不定期で実施した方がいいのか。

それと開催要領（案）の検討会参集範囲の団体ですが、農業委員・推進委員とその他として農林水産課・県東部振興局・県農地中間管理機構・JA等を挙げておりますが、参集团体の範囲も併せてご協議願ひたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

局長

こちらの方に前回と同じ資料をお手元にお配りいたしております。

議長

まず、検討会の開催方法ですが、定期、または不定期のどちらで実施いたしまししょうか。



例えば、定期であれば何ヶ月かに1回、また不定期であれば案件が発生した直近の開催になると思います。

それでは、この件に関しまして、ご意見がございましたらご発言ください。

浜川委員

別府市の場合、そんなに出し手とか受け手とか、いつもいるとは限りませんので、毎月と言う事は考えられないと思います。不定期にするといつ開催するのかわかりませんので、一応定期にして、季節に1回くらい、ですから3ヶ月に1回くらいということで、考えたらいいと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長

浜川委員の提案でございますが、3ヶ月に1回の提案でございます。その他の定期、不定期についての質問はありますか。

委 員

意見なし。

議 長

それでは、ないようですので、今の分で、これもですね最初の出発ですので、意見を集約して、どうしてももうちょっと4ヶ月に1回と不規則になりますが、延ばした方がいいのか、それとも2ヶ月に1回がいいのかという意見もでてくるのではないかと思います。とりあえず、今言う3ヶ月に1回ということで提案について、定期検討会として3ヶ月に1回のペースで開催することでいいですか。

全委員

異議なし。

議 長

3ヶ月に1回ということで決定いたします。

次に、参加団体ですが、さっき言ったようにこのメンバーで、再度言います。農業委員、推進委員、農林水産課、東部振興局、中間管理機構、JA。最初から議題があるのかなという思いもしますが、県の方ではこのくらいのメンバーでやりなさいという指導です。とりあえず農業委員、推進委員、農

	<p>林水産課、J Aくらいでいいのかなと思いますが、逆に他の市町村はJ Aをはずしたり、東部をはずしたり、色々な所がありますが、どうでしょうか。</p> <p>この今のメンバーで・・・</p>
浜川委員	<p>あまり沢山集まっても発言もしにくいと思いますので、初めから大きくしても会の意義がはっきりしないと思いますので、当面は農政を担当いたしております農林水産課、それから一番農業の方と接しておりますJ A、このような2つの団体と先ずは合同でこういう検討会を開くということではいかがでしょうか。</p>
議 長	<p>今、そういう提案がありましたが、どうでしょうか。</p> <p>農林水産課、J A、農業委員、推進委員とやるということで。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>私もその方がいいと思います。あんまり人数を入れて却って県なんか、次年度くらいから入れて、少し内容も少し充実して、やることも多くなるでしょうから、その時に東部とか中間管理機構の意見を聴きながらやるということが大切じゃないかという思いがいたします。</p> <p>他はないですか。意見は。</p>
彌田委員	<p>J Aが来てから何をするのか、私はちょっと疑問に思うところがあるのですけど。J Aが来ても多分話は出来ないんじゃないかと。</p>
議 長	<p>J Aはね。今言うような意見も、J Aの関係者もおるでしょうが、例えば、極端に言えば、どうでもいいような平が来て、できるのかといたら、帰って聞かなければ分かりませんか、そんな人が来ても話にならん。今言うようにね。ある程度判断が出来る人、営農課長か、営農部長か、みたいな人が来てくれると色んな判断が出来るんじゃないかと思うんですが、これは今、</p>

一番密接に前の農業委員でもあった、今までずっと入ってきた組合長だったり、常務が入ってきておりますので、農協とは別府は切り離せないんじゃないかなという思いがいたします。それとですね。前はこういうことがあった。

農協が入っていてお金を使う時は農業委員会にはないので農協で出してくれないかとか。苗を購入したり、費用を出してもらったことがあります。そういう勝手すぎるかも知れませんが、利用と言ったら大変語弊がありますが、お金の面なんかでも農協は融通がきいて、地域振興のために出してくれますので、そんなためにも農協が入ってくれた方がいいのかなと。今言ったのは予断になると思いますが、やっぱり農協は入った方がいいんじゃないかなと思います。皆さんどうですか。農協の件は今。

神尊委員

今の意見に賛成です。やっぱり種にしる、資材にしる、いろいろな補助金を出してくれるから、やっぱり参加してもらったら、何かにつけて話がスムーズに行くんじゃないかと。

議長

はい。その他。農協、今一人賛成ということで、皆さん、農協が入ってやろうということでいいですか。

委員

異議なし。

議長

ちらほらですけど、反対の意見もありませんので、一応、農業委員会と、農業委員会というのは推進委員も農業委員も組んだところですが、農林課とJAとで進めていきたいと思います。

なお、定期検討会は、4月総会日からということでいいでしょうか。4月からということで。

委員

異議なし。

議長

そういうことで、第1回目の定期検討会は、4月の総会日といたします。

よろしくお願いいたします。

次に、モデル地区設定による農地の集約化について協議を願いたいと思います。

1 月総会において事務局より説明がありましたが、農地の集積は進んでも集約化が出来ない状況にあります。

農地の集約化は、担い手への今後の農業経営を考えた場合、集積活動と併せて進めなければならない取り組みとなっております。

そこで、全ての農業委員会において農地の集約化を進め、将来的に他地域への波及・横の展開をさせていくことを目的にモデル地区を設定し、集約化に向けて取り組む。

市内で集約できる可能性のある地区を1地区選定し、集約する面積、品目は問わないということになっておりますが、モデル地区の選定にあたっては、農林水産課と協議のうえ、決定するとともに、「農業経営者間の利用権交換運動」推進要領も参考にしつつ選定するものです。必要に応じて、モデル地区として考える地区の担い手代表者等から意向を聞き取るというもので、モデル地区の設定時期ですが、平成30年2月28日までに設定となっております。

モデル地区での集約化の取り組み開始・完了時期ですが、30年度当初より取り組みを開始し、30年度中の集約化完了を目標に推進・調整するという実施要領（案）をご説明いたしました。

前回、大野泰徳委員に東山パレットをモデル地区にということをお願い申し上げましたが、いかがでしょうか。

モデル地区の説明ですが。

大野委員

モデル地区といっても色々な条件もあると思いますので、私どもの会社のほうでの窓口・・・、基本的には東山地区になりますけど、それ以外はちょっと難しいかなという感じがしています。それと窓口をですね、かなり範囲を広げないと色々な条件が絡んできますので、この案件に関しては、その都度協議していかなければいかんのかと考えてますので、モデル地区としては、一応、会社の方の役員会にはかけたいと思いますので、私の個人の考えではお受けするという事で、10日に役員会がありますから、10日の役員会にか

	<p>けたいと思います。</p>
議 長	<p>それでは、ひとつ東山パレットの方でよろしくお願いをしたいと思います。</p> <p>次に、モデル地区設定後の取り組みですが、市内関係者及び県段階の関係者との協議、モデル地区の担い手、農地所有者等との協議、モデル地区を担当地区に持つ推進委員を中心に必要に応じて農業委員も加わり実施するという。協議が整い次第、利用権交換等による権利の設定・集約化の完了の運びとなりますが、大野泰徳委員は、推進委員であり、中心的な役割を果たしていただきたいと思います。</p> <p>最後に、推進体制の参考として、農業委員会・農林水産課・J A・東部振興局・県農地中間管理機構・大分県・県農業会議ということで明示されていますが、どの団体を参加団体としてお願いするかということになりますが、まず、大野泰徳委員と齊藤委員にお尋ねをしたいと思います。</p>
齊藤委員	<p>市の農林水産課・J A・東部振興局・県の農地中間管理機構で、私はいいいんじゃないかと思っておりますが、どうでしょうか。</p>
議 長	<p>今、齊藤委員からの説明では、農業委員、農林水産課、J A、東部、中間管理機構でいいんじゃないかということです。</p> <p>その他の意見ありますでしょうか。</p> <p>大野さんどうぞ。</p>
大野泰徳委員	<p>私もいいと思います。やっていく中で、まずい分があれば、またその時にどうするかを変えていけばいいんじゃないかと思います。というのがですね。農地中間管理機構の件で、ちょっと私、以前、私どもの地域で管理機構を使うことにおいてのことを管理機構と直接話をした中で、実は話が見えなかった部分が若干ありますので、出来ればざっくばらんな話が出る体制作りも必要であるかなとこう考えておりますので。</p>

議 長	<p>今、大野委員の説明は中間管理機構も県の方は推奨してやりなさい、やりなさいということですが、これも条件があって色んな、誰もそうですが、いい条件の所は借り手がおりますが、変な所はなかなか借り手がおりませんけど東山パレット方は纏まった条件の下で、相談をしてやりたいという意向がありますので、是非、中間管理機構も入っていただきたいということです。</p> <p>大野泰徳委員と齊藤委員の意見では、農林水産課・J A・東部・中間管理機構、この5団体で参加ということの意見です。</p> <p>その他何かありましたら。</p>
委 員	意見なし。
議 長	<p>さっきの指針、モデル地区設定と色んな課題の中で、こうやって進めていかなければなりませんので、皆さんの協力も必要ですが意見もないようですので、先ほどの農林水産課・J A・東部振興局・県の農地中間管理機構にモデル地区設定による農地の集約化に係る協議に、参加していただくということで、各団体に依頼をしていきたいと考えておりますので、どうぞ皆さんも協力をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>先ほども、ご説明いたしました、平成30年度当初より取り組みを開始ということで、5月総会開催日に第1回モデル地区の集約化に係る会議を開催いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>全員が対象でございますので、お願いいたします。5月からということで、この分は5月からです。よろしく願いいたします。</p> <p>いいですね。5月からということで、4月もありますので。何もかも一緒にやるとごっちゃ混ぜになって分からんこととなりますので、1ヶ月ずらします。</p>
委 員	異議なし。
議 長	<p>それじゃあ、皆さん異議がないということで5月からの開催ということで、団体も先ほど言ったような形でもっていききたいと思います。</p> <p>以上で、本日の議事につきましては、すべて終了いたしました。</p>



午後3時00分

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長                      会                      長                      印

署名委員                      1 番 委 員                      印

署名委員                      3 番 委 員                      印